

賠償保険・携行品保険

割引率
37%
傷害死亡・後遺
障害は43.3%

ご加入 対象	退職後 継続	申込書	記入例 ページ	別冊 ページ
本人*	○	P7 参照	別紙	P11～ P13

*賠償：家族は自動対象 携行品：家族型あり

賠償保険

補償内容

第三者の身体・財物に損害を与えるなどして、法律上の賠償責任が生じた場合に補償します。

被保険者になれる方：社員本人のみ

※社員本人1名のご加入でご家族全員が補償対象となります。

	5F
日常生活賠償保険金額 示談交渉サービス付	1 億円
受託物賠償責任保険金額 免責金額：5,000 円	10 万円
傷害死亡・後遺障害保険金額 ケガの日から180日以内 ※本人のみ対象	100 万円
月額保険料	170 円

●上記は職種級別A（事務従事者等）の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

！ ご注意点

対象地域	「日常生活賠償」「傷害死亡・後遺障害」は国内外補償（日常生活賠償は一部国内のみ補償 ^注 ）、「受託物賠償」は国内で借りたもののみ補償します。なお、示談交渉サービスは国内のみ対象となります。（注）詳細は別冊P11をご参照ください。
日常生活賠償でお支払対象となる事故	社員本人が日常お住まいの住居の所有、使用または管理に起因する偶然な事故（単身赴任の場合は、単身赴任先とご自宅の両方が対象となります。）、または被保険者の日常生活に起因する偶然な事故が対象です。（仕事上の損害賠償責任は対象外です）
天災危険補償対象外	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による死亡・後遺障害はお支払いの対象外です。

社員本人1名のご加入で

自動的にご家族※全員を補償！

死亡・後遺障害保険金：本人のみが補償対象
※家族の範囲は17ページ＜Q4＞をご確認ください。

日常生活賠償保険金については、同様の保険契約がある場合は補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

このような場合に役立ちます！

自転車リスクに備えて！



自転車に乗っていて人にぶつかり、ケガをさせてしまった。



他人から借りたビデオカメラを壊してしまった。



洗濯機の水を過って溢れさせ、階下の他人の家具を汚してしまった。



デパートの高額商品を過って壊してしまった。

携行品保険

補償内容

外出先での携行品に生じた破損・盗難等の損害を補償します。

いずれかひとつのプランに加入できます。（複数プランの加入はできません。）

被保険者になれる方：社員本人のみ

	10 F	10 G
補償対象者	本人	本人・ご家族※
携行品損害保険金額 免責金額：3,000 円	30 万円	30 万円
傷害死亡・後遺障害保険金額 ケガの日から180日以内	50 万円	50 万円
月額保険料	160 円	320 円

●上記は職種級別A（事務従事者等）の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

※家族の範囲は17ページ＜Q4＞をご確認ください。

！ ご注意点

携行品とは	住宅（敷地を含む。）外において携行している被保険者所有の身の回り品となります。お支払対象となる主な携行品、お支払対象外となる携行品について必ず別冊P13、P20をご参照ください。
天災危険補償対象外	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による死亡・後遺障害はお支払いの対象外です。
修理不能の場合	修理できない場合、または修理代が再調達価額を超えた場合は、再調達価額がお支払限度となります。
免責金額	免責金額（自己負担額）は1回の事故につき3,000円となります。
支払限度額	損害の額は1個、1組または1対のものに対して10万円が限度となり、保険期間通算で30万円が限度となります。通貨または乗車券等、小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。

携行品に生じた破損・盗難等の損害を国内外問わず補償！

このような場合に役立ちます！



自分のカメラを落としてしまい、壊してしまった。



旅行中に持っていたカバンを盗まれてしまった。
〔盗難の場合は警察への届出が必要となります。〕